

はじめに

荒川区では、人権施策の基本的な考え方と施策の方向性を明らかにするため、平成13(2001)年4月に「荒川区人権推進指針」を策定し、全ての人の人権が尊重される地域社会づくりに向けて、様々な施策を推進してまいりました。

近年では、かねてからの人権課題に加え、家族形態の変化、働き手や働き方の多様化に伴う地域社会の変容、情報化の進展、世界各地の紛争による国際情勢の悪化等により、人権に関する課題の複雑化・多様化が進んでいます。

偏見や差別をはじめとする人権に関する様々な課題を解消していくためには、課題解決の取組の推進だけでなく、障がいの有無や性別、性自認・性的志向、国籍、年齢等のそれぞれが持つ多様な違いや個性を認め合い共に生きる「ソーシャル・インクルージョン(社会的包摂)」の実現に向けた、時代に合った区民意識の醸成が必要です。

このような認識を区民の皆様と共有し、新たな人権課題や社会情勢の変化に対応するとともに、区が取り組むべき人権施策の方向性を定めて総合的に取組を推進していくため、このたび「荒川区人権推進指針」の改定を行いました。

本指針に基づき、誰もが安心して幸せに暮らすことができる寛容で温かな地域社会の実現に向けて、世代をつなぎ、地域をつなぎ、国や都・他自治体をはじめ、関係団体・事業者の皆様、そして区民の皆様等、みんなの力をつなぐことにより、地域社会における人権意識の醸成や人権課題の解消に向けた各種施策の推進に、なお一層の努力を重ねてまいります。

区民の皆様におかれましても、家庭や職場、地域において、一人一人がより一層人権を意識し、日常生活の中で他者を尊重した行動を心がけていただく等、全ての人々が個性や違いを理解し、互いの人権が尊重される平和な社会の実現のため、御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本指針の改定にあたり御意見をいただきました関係団体の皆様及び区民の皆様へ深く感謝を申し上げ、巻頭の挨拶とさせていただきます。

令和8(2026)年3月

荒川区長
滝口 学

